十二　対象官職等政令第一条第二項第十号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験　航空管制官採用試験
十三　対象官職等政令第一条第二項第十一号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　航空保安大学校学生採用試験
十四　対象官職等政令第一条第二項第十二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　気象大学校学生採用試験
十五　対象官職等政令第一条第二項第十三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　海上保安大学校学生採用試験
十六　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　海上保安学校学生採用試験

4　経験者採用試験（法第四十五条の二第二項第四号に規定する経験者採用試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、人事院が定める名称とする。

第四条第一項中「総合職試験、一般職試験及び専門職試験（前条第一項第七号、第十二号、第十四号から第十六号まで、第十八号及び第二十号に掲げる採用試験に限る。）」を「前条第一項及び第二項並びに第三項第二号から第五号まで、第十一号、第十三号及び第十六号に掲げる採用試験」に改め、同条第二項中「経験者採用試験」の下に「である採用試験」を加える。

第五条第一項中「一般職試験及び第三条第一項第十五号」を「第三条第二項及び第三項第三号」に、「同項第十七号」を「同項第九号」に改め、「経験者採用試験」の下に「である採用試験」を、「、区分試験」の下に「。次項、次条第一項、第八条第三項及び第十条第二項において同じ。」を加え、同条第二項中「経験者採用試験」の下に「である採用試験」を加える。

第六条第一項中「第三条第一項各号」を「第三条第一項から第三項まで」に、「（第四条第二項の規定により区分された場合にあっては、区分試験）」を「である採用試験」に改める。

第九条第二項中「第三条第一項第八号」を「第三条第三項第六号」に改める。

第十条第一項中「第三条第一項及び第二項第四号」を「第三条第四項」に、「種類及びその対象となる官職」を「名称」に改め、同条第二項中「経験者採用試験」の下に「である採用試験」を加える。

第十七条第一項中「第三条第一項各号（第五号を除く。）」を「第三条第一項から第三項まで」に改め、「区分試験」の下に「（次項に掲げる区分試験を除く。）」を加え、同条第二項中「第三条第一項第五号に掲げる採用試験」を「第三条第二項第二号に掲げる採用試験の区分試験（別表第一の区分試験欄に掲げる事務（社会人）、技術（社会人）、農業（社会人）、農業土木（社会人）及び林業（社会人）の区分試験に限る。）」に改める。

第十九条第二項第一号中「第三条第一項に規定する採用試験」を「第三条の採用試験の種類ごと」に、「場合には」を「場合の」に改める。

第二十四条中「第三条第一項に規定する採用試験（」を「第三条に掲げる採用試験（同条第四項に掲げるものにあっては経験者採用試験である採用試験とし、」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に改める。

別表第一中「種類」を「種類ごとの名称」に改め、同表国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項及び国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項中「第三条第二項第一号に定める」を「法第四十五条の二第一項第一号に規定する」に改め、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項中「第三条第二項第二号に定める」を「法第四十五条の二第一項第二号に規定する」に改め、同表国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項を次のように改める。

国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）	事務	事務（社会人）
	技術	技術（社会人）
	農業	農業（社会人）
	農業土木	農業土木（社会人）
	林業	林業（社会人）

一　法第四十五条の二第一項第二号に規定する官職のうち、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項各号に掲げる官職及び次号から第五号までに掲げる官職を除く全ての官職	
二　法第四十五条の二第一項第二号に規定する官職のうち、主として電気、電子、情報処理、機械、土木及び建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	
三　法第四十五条の二第一項第二号に規定する官職のうち、主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	
四　法第四十五条の二第一項第二号に規定する官職のうち、主として農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	
五　法第四十五条の二第一項第二号に規定する官職のうち、主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	

別表第一法務省専門職員（人間科学）採用試験の項中「第三条第二項第三号ロ⑴に掲げる」を「対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する」に、「第三条第二項第三号ロ⑵に掲げる」を「対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する」に、「少年院等」を「少年院」に、「第三条第二項第三号ロ⑶に掲げる」を「対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職のうち、主として保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する業務に従事することを職務とする」に改め、同項の前に次のように加える。

皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）	護衛官	護衛官（社会人）
刑務官採用試験	刑務A	刑務A（社会人）

対象官職等政令第一条第二項第一号に規定する官職
一　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の処遇の業務に従事することを職務とする官職